

第3回相良村議会6月定例会会議録

令和8年6月12日（金）開会

（第3号）

相 良 村 議 会

令和 8 年第 3 回相良村議会定例会（第 3 号）

令和 8 年 6 月 1 2 日

午前 10 時 00 分開会

於 会議場

開 議

1. 議事日程

日程第 1 委員会審査の結果報告

総務文教常任委員長報告

議案第 3 3 号から議案第 3 5 号、議案第 3 7 号、議案第 3 9 号

産業福祉常任委員長報告

議案第 3 6 号、議案第 3 8 号、議案第 4 0 号から議案第 4 3 号

（質疑・討論・採決）

日程第 2 発議第 1 号 相良村小中学校の修学旅行費助成により実質無償化を実施する条例の制定について

（質疑・討論・採決）

日程第 3 発議第 2 号 国における皇室典範の改正の動きに対する意見書について

（質疑・討論・採決）

日程第 4 発議第 3 号 国による憲法改正の発議の一時保留を求める意見書について

（質疑・討論・採決）

日程第 5 議員派遣の件

日程第 6 閉会中の継続調査申し出の件

（議会運営委員会・常任委員会・特別委員会）

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 古 川 渉 君	6 番 坂 田 朋 美 君
2 番 恒 松 隆 生 君	7 番 徳 田 正 臣 君
3 番 嶽 本 浩 則 君	8 番 黒 木 正 照 君
4 番 梅 山 弘 君	9 番 市 岡 智 恵 君
5 番 川 邊 一 徳 君	10 番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名。（10名）

村 長	吉 松 啓 一 君	企画商工課長	佐 竹 淑 子 君
教 育 長	中 村 和 弘 君	税 務 課 長	平 川 千 春 君
総 務 課 長	川 邊 俊 二 君	教 育 課 長	出 合 宏 光 君
保健福祉課長	平 田 智 博 君	建 設 課 長	大 土 手 寛 君
会 計 管 理 者	岡 村 哲 臣 君	農林振興課長兼農業委員会事務局長	倉 田 雅 弘 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯 田 昌 臣 君

開会 午前 10 時 00 分

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第1 委員会審査の結果報告

○議長(永田博人議員) 日程に従いまして、日程第1、去る10日の本会議におきまして、常任委員会に付託しました、議案第33号、相良村立義務教育学校設置条例の制定についてから、議案第43号、令和8年度相良村農業集落排水事業会計補正予算・第1号まで、常任委員会から審査経過並びに結果の報告がなされております。これを議題とします。ただいまから、常任委員会における審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を求めます。梅山総務文教常任委員長。

{「はい。」と、総務文教常任委員長。}

○総務文教常任委員長(梅山弘議員) おはようございます。総務文教常任委員長報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を、会議規則第76条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第33号から議案第35号、議案第37号及び議案第39号の5件でございます。10日の連合審査及び常任委員会において慎重審議しました結果、議案第33号、相良村立義務教育学校設置条例の制定については、令和9年4月1日に相良村立義務教育学校を設置するために必要な条例制定であるため、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第34号相良村柳瀬コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定については、施設の設置管理に必要な条例制定として、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第35号、相良村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法及び同法施行令の一部改正に伴う条例改正であるため、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第37号相良村営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、公営住宅法施行令の一部改正に伴う条例改正であるため、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第39号、令和8年度相良村一般会計補正予算(第1号)については、必要な予算として、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、賛同賜りますよう、よろしくお願いして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長(永田博人議員) 次に、川邊産業福祉常任委員長。

{「はい、議長。」と、産業福祉常任委員長。}

○産業福祉常任委員長(川邊一徳議員) おはようございます。産業福祉常任委員長、報告いたします。産業福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会に

おける審査の経過並びに、その結果につきまして、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 36 号、議案第 38 号及び議案第 40 号から議案第 43 号までの 6 件でございます。10 日の連合審査、及び、常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 36 号ふれあいリフレ茶湯里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、物価高騰の影響への対応や弾力的な料金設定、宿泊利用料金の限度額の変更による経営の安定化を図るため必要な条例改正であるので、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 38 号、相良村鮎等中間育成施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、柳瀬地区遊水地整備事業の実施に伴い、条例の廃止は必要であるため、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 40 号、令和 8 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号については、保健指導者のリース料について、議案第 41 号令和 8 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号については、介護保険制度改正に伴うシステム改修費として必要な予算として、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 42 号令和 8 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 1 号については、初神地区制御盤のタッチパネル修繕費として、議案第 43 号令和 8 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 1 号については、下鶴地区遊水機能地利活用施設整備に伴う、公共樹の設置工事として、必要な予算として、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、賛同賜りますよう、よろしくお願いし、産業福祉常任委員長の報告とします。終わります。

○議長(永田博人議員) 以上で、委員長の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。どの議案に対する質疑かを言ってから発言をお願いします。ご質疑ありませんか。

{「はい、ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。どの議案に対する討論かを言ってから発言をお願いします。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、採決します。この採決は、起立によって行います。

—————○—————

○議長(永田博人議員) はじめに、議案第 33 号、相良村立義務教育学校設置条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 33 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

- 議長(永田博人議員) 次に、議案第 34 号、相良村柳瀬コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 34 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

- 議長(永田博人議員) 次に、議案第 35 号相良村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 35 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

- 議長(永田博人議員) 次に、議案第 36 号ふれあいリフレ茶湯里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 36 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

- 議長(永田博人議員) 次に、議案第 37 号相良村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 37 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

- 議長(永田博人議員) 次に、議案第 38 号相良村鮎等中間育成施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 38 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○
○議長(永田博人議員) 次に、議案第 39 号令和 8 年度相良村一般会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 39 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○
○議長(永田博人議員) 次に、議案第 40 号令和 8 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 40 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○
○議長(永田博人議員) 次に、議案第 41 号令和 8 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 41 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○
○議長(永田博人議員) 次に、議案第 42 号令和 8 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 42 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○
○議長(永田博人議員) 次に、議案第 43 号令和 8 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 43 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○
日程第 2 発議第 1 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 2、発議第 1 号、相良村小中学校の修学旅行費助成により実質無料化を実施する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。6 番、坂田議員。

{「はい、議長。」と、6 番議員。}

○6番(坂田朋美議員) おはようございます。発議第1号、相良村小中学校の修学旅行費助成により実質無償化を実施する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。修学旅行はまさに学校教育の一環であり、場所的移動による、見聞ないし体験は、子供が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくための、教育の重要な場面と位置付けられる。修学旅行の助成により、旅行費の徴収或いは督促などの教員の事務負担や、修学旅行費を負担する児童または生徒の保護者の負担を軽減し、子育てを支援する。教育先進自治体として、教育活動の質を確保したい。これが、本案を提出する理由であり、議員各位におかれましても、慎重審議の上、ご賛同を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、5番議員。}

はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) 5番川邊です。ただいま提出されました条例案について、質疑をいたします。この条例の中身を見させていただきました。昨日の6月11日の15時過ぎだったと思います。この中身を見たときにですね、この提出された条例では、相良村の小中学校の修学旅行費助成により実質無償化をするという中身になっていると理解をしているところです。そうした場合にですね、現、今の小学校6年生になるんですけれども、小学校の修学旅行が対象となっておりませんので、どのような意図といいますか、考えがあって、現6年生、南小学校になるんですかね、が外されているのかお尋ねするのが1点。もう1点が、上限額を設けられていなかったの、上限額を入らなかった理由についてお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 6番議員。

{「はい。」と、6番議員。}

○6番(坂田朋美議員) 一応お尋ねの1点目ですね。はい。対象外ということなんですけども。ちょっと私もちょっと認識不足があるかと思うんですけど、すいません。今のご指摘を受けた部分については、すべてをカバーするものと思ってすいません、作成をいたしました。2点目の制限につきましてなんですけど、

○議長(永田博人議員) 6番議員。もうちょっと大きな声でお願いします。

○6番(坂田朋美議員) はい。ご質問の1番につきましては、ちょっと私が勉強不足の部分もあるかと思うんですけども。その適用外になったということをすいません。ちょっとこの場で訂正いたします。2点目なんですけども。一応上限設けないということだったんですけど。これにつきまして、上限の設定ですね。私の認識では、上限の部分が設定があったように思っておるんですが。すいません。回答になってますかね。

{「上限額が・・・。」と、5番議員。}

○6番(坂田朋美議員) 上限額。

{「挙手して言ったほうがいいですかね。議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) はい。

{「どうしたほうがいいですか。私が手を挙げて挙手をして発言を求めて言った方がいいですか。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) もう1回。発議者はそのままおってください。5番議員。5番議員。もう1回質問してください。

{「はい。」と、5番議員。}

○5番(川邊一徳議員) 1点目についてはわかりました。2点目についての質疑はですね、上限額を設けなかった理由をお尋ねしました。以上です。

○6番(坂田朋美議員) 上限額についてまでは、すいません。認識してないというか、ちょっと見落としてる部分があるかと思います。

○議長(永田博人議員) 5番議員よろしいですか。

{「はい。」と、5番議員。}

はい、ならよかです。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) 今の1点目にお尋ねした内容を答弁をいただいてですね、次の質疑をしようと思ってたんですけども。令和8年度の、小学校の修学旅行についてなんですけれども。もう5月に行ってらっしゃいまして、実績、その時どのくらい保護者の方がご負担をいただいたのか、もしもですね、教育委員会で資料を持ち合わせていらっしゃれば、令和8年度の小学校修学旅行時の保護者負担金の負担について、教育課長にお尋ねしたいんですけども、議長の許可はいただけますでしょうか。

○議長(永田博人議員) 教育課長いいですか。はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長お答えします。南小学校が5月に修学旅行を行っておりまして、そのときの保護者負担額は、およそ大体2万9,000円ほどでございました。旅行代金が2万9,000円で、今年から補助金を1万円から2万円に上げて補助しておりますので、保護者の負担額は9,000円ほどでございます。この補助額は人吉球磨の中で一番高い方でございます。以上でございます。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) 以上で終わります。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ございませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

○8番(黒木正照議員) 8番、質疑をいたします。まず、今回、実質無償化の提案でございますが、人吉球磨においてですね、他町村の修学旅行を補助している自治体もあ

ろうかと思います。そういう中で、今回、相良村、実質無償化という提案でございますが、先ほど、上限はどうして載せないのかということで質疑されましたが、それについては、載せているものと思っていたというふうな答弁で曖昧な答弁であります。他町村ですね。他町村の補助、そういったものを調査されての今回の提案なのかということをもまず1点伺いたい。

○議長(永田博人議員) 6番議員。

○6番(坂田朋美議員) お答えします。今回の件につきましては相良村独自ということで、考えております。以上です。

○議長(永田博人議員) よろしいですか。

{「はい。はい、8番。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) 私はですね、やはりこういった補助というのは、近隣町村とのバランスというものですね。考えるべき重要な要素ではないかというふうにも考えるところでありますが、そういったことですね。多少そのバランスといったことも、加味されない理由というのはどこにあるのかなということで、質疑いたします。

○議長(永田博人議員) 6番議員。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

{「・・・・・・。」と、8番議員。}

{「・・・・・・。」と、7番議員。}

○6番(坂田朋美議員) 理由についてなんですけど。今般の物価高騰等ございまして、各家庭の負担軽減になればと、そういう思いで作成した経緯がございます。答弁なってますでしょうか。

{「なっていないですけどいいです。どうぞ。」と、8番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい、これで答弁が返ってきませんので終わります。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(梅山弘議員) 4番、梅山です。国の助成金、交付金、すべて上限が設けられております。この今回の発議について、上限が設けてないということは、私は遺憾だと思います。というのは、例えば、上限がないなら好き勝手、どこに行ってもいいと、かかったしこちようだいという設定になる。私は上限のない。発議に対して反対いたします。以上です。

○議長(永田博人議員) 次に、賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

はい、7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) 賛成者の立場で討論したいと思っております。まず先ほど出ました上限の件ですけれども。この上限は必要ない。結論から言うと。なぜならば、これは修学旅行費にかかった実費を全額補助するということでありますので、上限は必要ない。上限が必要なのは一部補助の場合に何%補助とか、何分の1 補助とかっていうときに限度額を例えば 5 万円までするとかっていうようなときに上限が必要なわけであって、これは学校側から請求された分でありますんで。それではつきり言って常識的に 10 万 20 万の修学旅行費がかかるわけではありません。ですから、ここでは上限を設ける必要がないということだと思えます。それからですね、施行期日、これについてはですね、これ 1 つこれ治癒が必要な場面かなと私は考えております。これ 7 月 1 日っていうのはちょっと、修学旅行の時期をちょっと認識できなかった部分ではないかと思っておりますので、これはできましたから議長、暫時休憩をして、先ほど、すいません。5 番議員がおっしゃいましたように、ちょっと欠落してる部分を治癒するために、これを 4 月 1 日に遡るように、修正して、提案させていただければなと私、賛成者としてはそういう意味で賛成の討論いたします。皆さんどうでしょうか。治癒できることはこの場で治癒すればいいだけの話でございます。以上です。

○議長(永田博人議員) 修正という意見がございましたが、もう提案されて出されているわけですから、この場では修正は必要ないと私は議長は考えます。

{「・・・他の議員さんに聞いて、他の議員さんがいいって言うならば、ここで治癒したほうがいいでしょ。或いは、はい。」と、7 番議員。}

7 番議員。

○7 番(徳田正臣議員) 或いはですね、ここで 5 議員がおっしゃったように整理させていただいた上で、そのあと附則かなんかでこれ条例を開設して、5 月に行かれた分を救済する措置をとればいいだけの話であります。以上です。

{「・・・・・・・・。」と、呼ぶ者あり。}

静かにしてください。今 7 番議員が言われましたことについてはですね、質問に対して、さらに皆さん方の意見を問う必要はないと私は考えますので、この話はこれ、

{「議長、ちょっとこれ、大事なことです。暫時休憩をとって議論する時間をください。」と、7 番議員。}

必要ありません。

{「議長、これは村民のために。議長。議長。」と、7 番議員。}

他に反対の討論ございませんか。

{「はい、発言求めます。議長。」と、7 番議員。}

今、反対の討論はありませんかって言っているんです。賛成の討論はございませんか。

{「もう一回。はい、議長。」と、7 番議員。}

{「だめだめ。一人一回。」と、8 番議員。}

{「だめじゃなくて。」7 番議員。}

{「だめ一人一回。」と、8 番議員。}

{「・・・それは議長が判断することだから。」7 番議員。}

1 回討論は行いましたので、もうよかです。はい。

{「はい。」と、7 番議員。}

いやいや、もうよかです。

{「だめ。」と、7 番議員。}

席に帰ってください。

{「ただね、はっきり言って、これだけの瑕疵なんかで、村民が・・・。多少の瑕疵があったならば、これは、軽微な瑕疵でしょう。だから、保護者の負担軽減のために我々議員は考えないといけない。それを議長がいかにか・・・。」と、7 番議員。}

また、出し直せばいいじゃないですか。

{「暫時休憩、議長お願いします。」と、7 番議員。}

暫時休憩する必要ありません。

{「いやいや、する必要ないじゃなくて、暫時休憩お願いします。まだ時間もたっぷりこんなあるじゃないですか。・・・。」と、7 番議員。}

他に質疑ありませんか。討論ありませんね。

{「・・・9 月に出したら可決しますね。」と、7 番議員。}

はい、5 番議員。

○5 番(川邊一徳議員) 5 番川邊です。反対の立場で討論をいたします。私は、令和 3 年の 5 月に、議員にならせていただきまして、令和 3 年の 9 月に一般質問で、この小学校、中学校の修学旅行の保護者負担軽減をどうにかお願いできないかと申しました経緯もあります。その際は、今のように、子育て支援に対する支援があまり多くなく、充実していなかった部分がありましたので、一般質問を通してお願いをしたところです。令和 9 年度から義務教育学校が開校され、この修学旅行の在り方についても、検討されるのではないかと考えております。また令和 8 年度、先ほど、教育課長申しましたとおり、小学校の修学旅行に対する補助金が 1 万円から 2 万円。中学校の修学旅行の補助金が 3 万円から 5 万円増額をされております。この増額をされ保護者の負担の軽減、少しでも負担にならないように、執行部側で図られているところです。いろんな修正をということでしたけれども、同じ私立学校なのに中学校の修学旅行は実質無償化、小学校の修学旅行は保護者の負担をいただいているという内容で、公平性の観点からも、反対いたします。以上です。

{「・・・・・・・・。」と、7 番議員。}

○議長(永田博人議員) 次に、賛成者の発言を許します。

{「・・・・・・・・。」と、7 番議員。}

2 回目だめです。

{「2回目よかですか。」と、7番議員。}

だめです。次に原案に反対者の発言を許します。

{「議長。議長。議長、賛成討論させてください。」と、7番議員。}

{「もう、2回目だめ・・・。」と、8番議員。}

{「2回だろうがなんだろうが、議論せんば。」と、7番議員。}

{「議長の判断でしょ。」と、8番議員。}

討論なしと認めます。

{「議長。」と、7番議員。}

これで討論を終わります。

{「ぎゃーした風じゃんもんほんとにこの村は。なんで、これぐらいも決められんと。」

と、7番議員。}

{「・・・・・・・・。」と、呼ぶ者あり。}

{「議長、注意してください。こういう発言は。」と、8番議員。}

{「ちゃんと言うてもらわんと。」と、5番議員。}

{「・・・・・・・・。」と、呼ぶ者あり。}

{「進行がないからですよ。はっきり言って。」と、7番議員。}

{「村を侮辱されとる。」と、5番議員。}

{「・・・・・・・・。」と、呼ぶ者あり。}

進行がないって。

{「もう、いいです。いいです。どうぞ、進めてください。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) 発議第1号、相良村小中学校の修学旅行費助成により実質無料化を実施する条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立少数です。したがって、発議第1号は、否決されました。



日程第3 発議第2号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第3、発議第2号、国における皇室典範の改正の動きに対する意見書についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。7番、徳田議員。

{「はい。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) 発議第2号につきまして、提案者としてのご説明いたします。国における皇室典範の改正の動きに対する意見書ということであります。提案理由はですね、皆様ご存じのとおり、日本国憲法の第1条というのは、天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、その地域は主権の存する日本国民の総意に基づくとなっております。ですから、皇室典範は、これも1つの法律であります、民

法とか刑法とかってというのは、我々国民がその制定過程、立法事実論に変わることはありません。内閣法制局とか法務省とか文科省とか各省庁の担当者が原案をたたき台を出してから、議案として出されるところであります。この皇室典範ってのは日頃、我々には関係ないようですが、まさに皇室典範を改正するときには、国民の意思総意というものを拾い上げなければいけないというのが憲法の趣旨でありますし、そういった法律であります。ですから、今、立法府の総意ということで、衆参両院の議長副議長を中心に、まとめられて、政府の方に提案するような流れがありますけども。もうちょっと国民の総意を汲み取って、時間をもうちょっととってですね。そして、これは政府案としてまとめるべきものだと思っております。この皇室典範について皇位の継承について、賛成とか反対とかってということでありません。もうちょっと、国民の意思の反映を汲み取る場面をとっていただきたいという趣旨であります。それが提案理由であります。意見書です。でちょっと意見書を読み上げさせていただきたいと思っております。国における皇室典範の改正の動きに対する意見書。日本国憲法第1条により、天皇の地位は主権者である日本国民の総意に基づくものである。それにもかかわらず衆参両院の正副議長を中心として、立法府の総意を取りまとめた上で、政府に改正案の速やかな国会提出を求めるという流れになっております。そこには全く国民の総意は存在しません。また取りまとめ案にしても皇位継承の在り方を避け、皇族数の確保にとどまっております。よって拙速になることなく、一定の時間をかけ、国民の総意を限りなく汲み取り、安定的な皇位継承のためにその在り方と、皇族数の確保の両面から広く検討し、改正案の提出をされることを強く求めます。以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。ということで、提出先は衆議院議長参議院議長内閣総理大臣ということであります。そういうことでありますので、一見関わりがないデリケートな問題に見えますが、内容に踏み込むような話ではございません。国民のお気持ちを、もうちょっと皇室典範の改正には、歴史の中で、この時代的なものを捉えて、改正案を作っていただきたい。そのための時間猶予をとってくださいというだけの話であります。ですから、そんな難しい話ではないんです。非常に重要ですけど。皆様方ですね、ご賛同いただきますようにどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。ありませんね。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。
4番議員。

○4番(梅山弘議員) 4番、梅山です。この問題は、昨日今日始まった問題ではございません。数年前からの課題でございます。よって、我々の代表として、国会がございます。その国会は我々に変わり、我々の声を聞きながら決定することです。でありますので、私は反対いたします。

○議長(永田博人議員) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

○6番(坂田朋美議員) 6番坂田です。意見書にあるように、国民の総意をもっと時間をかけてゆっくりやるべきだと思いますので、賛成いたします。

○議長(永田博人議員) 次に原案に反対者の発言を許します。

{「はい。」と、8番議員。}

8番議員。

○8番(黒木正照議員) 8番です。先ほども4番議員も言われました。この問題はですね、2016年か17年頃から議論が始まったものというふうに思いますが、皇室の人数がですね、減少していることを受け政府や国会で女性皇族がですね、今後も皇族として残る案とかですね。過去に皇族を離れた旧宮家の男系男子をですね、これを養子として迎える案など、制度の見直しは進められてるということは承知をしております。与野党でですね、7党、これの同調もあるというふうに認識をしておりますが、今後、骨子案も示されてくると思いますし、国民のですね、意見を聞く場も多分設けられてくるものというふうに思っております。現状、熊本県議会をはじめですね、他の自治体を見ても、まだ、議論もなされていない状況でございます。そういう中でですね、この意見書提出については時期尚早という思いから、意見書提出については反対をいたします。

{「・・・・・・。」と、7番議員。}

○議長(永田博人議員) 7番議員、静かにしてください。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので討論なしと認めます。失礼しました。原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) 5番、川邊です。本当にこの問題については、時間をかけてゆっくり議論をするものだとも私も認識はしておりますけれども、説明の中で、提出者の説明の中でですね、賛成反対ではないとゆっくり時間をかけて議論して欲しいという意見だということだったんですけれども、この提出される意見書を見るとですね、ここに、5行目に取りまとめ案っていうとですね。皇位継承の在り方を避け、皇族数の確保にとどまっておるということで、こういうふうになつとるけん。自分が思っているところと違うので、少し時間をかけて考えて欲しいっていう、捉え方もできるのかなと思いますので、今回の意見書については、反対をいたします。

○議長(永田博人議員) 次に、原案に賛成者の発言を許します。反対者はおりませんね。発言。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第2号国における皇室典範の改正の動きに対する意見書についてを採

決します。この採決は起立によって行います。発議第 2 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立少数です。したがって、発議第 2 号は、否決されました。



日程第 4 発議第 3 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 4、発議第 3 号、国による憲法改正の発議の一時保留を求める意見書についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。7 番、徳田議員。

{「はい。」と、7 番議員。}

○7 番(徳田正臣議員) 発議第 3 号 国による憲法改正の発議の一時保留を求める意見書についてということであります。皆さん釈迦に説法でありましょうが、憲法を作るのは国民なんです。国会ではないんですね。法律を作るのが、国会の役割。憲法を作るのは、国民の役割ということであります。そういうことでありましてですね。これは先ほどの皇室典範の話と同じで、憲法改正について賛成とか反対とかという議論では全くありません。そして、この議論というのがもうずっと続いているからっていう話とか、出すのが時期尚早とかという話でもまたありません。率直でお尋ねしますけど。この中で、憲法がどういうものかということをご存じの方は、どれだけいらっしゃるのかなということであります。憲法は決定するのはつくり上げるのは、国民であります。国民に問われた場合に、賛成反対ってというのは、憲法の意味も役割も、改正した後どうなるかもわからずに憲法改正というのはできない。政府が、国がですね、政府じゃなくて国が提案したときの判断ができる状況ではないんです。憲法ができて、80 年近くなりましても。ですから、法的には憲法 96 条で、ご存じのとおり、衆参両院各議員がですね、総議員の 3 分の 2 以上で発議して、その発議の意味もわかってない人が多い。そして国民に同意を求めるということの意味を分かってらっしゃらない方がいる。でもこれが本当に発議された場合、適正な判断ができないということです。国民にとって、判断するためのまだ材料の情報がないということです。ですから、憲法を作るのは国民です。先ほど申し上げてるように。だから、提案するのを発議するのをですね。ちょっと待ってもらえないかと。もうちょっと、国民が決定するに熟した状態を、完璧ではなくって、もうちょっと待てないかって、待ってくださいという意見書です。それで意見書ですから、これもちょっと読み上げます。もう先ほど言ったのと、同じような内容であります。意見書です。国による憲法改正の発議の一時保留を求める意見書。日本国憲法は 1947 年の施行直後から、改正ないし新憲法制定を突きつけられたある意味悲しい憲法です。規範よりも、改憲か護憲かの対立軸でしかなかったかと思います。しかしこの憲法があればこそ、80 年もの間平和維持され、経済成長により国民生活の豊かさが確保されたのが疑いの余地がないことです。

ご理解いただきたいことは、地方の自治体議員は、住民すなわち国民と日々寝食をともにしながら、議員活動を行っていると言っても過言ではありません。そこで思うのは、国民は憲法改正の賛否以前の問題として、国会で発議しても、決定権者である国民が判断するための十分な材料を有しておらず、決定に熟した状態ではないということです。従って、憲法の役割と改正した場合に、日本という国の在り方がどう変わるのか、しっかりとした憲法論議を経て、決定に熟した状態になった上での発議を求めるものです。憲法改正には国民の強い覚悟と将来への責任が必要だと思います。以上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出しますということで、これも衆議院議長参議院議長内閣総理大臣のところが提出先であります。皆様反対、率直言って反対のための議論じゃなくて、ニュートラルなところから、やっぱりベクトルは、賛成の方向で、この議案はしっかりとした審議、討論考えを持って賛成していただきたいなと思っているところであります。以上です。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番(黒木正照議員) 反対意見ですよね。はい。このですね、国による憲法改正の発議の一時保留を求める意見書ということに対してですが、先ほど出ておりますけれども、憲法改正の発議というのはですね、憲法第 96 条に基づいた重要な憲法上の責務であり権限であります。そういったものに対してですね、地方自治体がその手続きを一時保留するということは、国会の最高機関性を軽視することに繋がるものと私は判断をいたします。憲法改正の最終決定権は、先ほどありますが、国会の発議そのものではありません。国民投票を通じて、主権者である国民にゆだねられております。ということからですね、私はこの意見書提出に反対をいたします。以上です。

{「議論ばせんば。」と、7 番議員。}

○議長(永田博人議員) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「ありがとうございます。」と、8 番議員。}

6 番議員。

○6 番(坂田朋美議員) 6 番坂田です。賛成の立場で意見を申し上げます。私も含めまして、国民、一応多くの方は、一応憲法に対しての理解が進んではないんではないかと思います。ここは 1 度立ち上がりまして、憲法とはどんなものか。憲法改正した後、どういったことになるのか。そういった情報をよく知った上で判断すべきだと思いますので、この意見には賛同いたします。以上です。

○議長(永田博人議員) 次に、反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。こ

れから発議第 3 号国による憲法改正の発議の一時保留を求める意見書についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

はい。起立少数です。従って発議第 3 号は、否決されました。



日程第 5 議員派遣の件

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 5、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、相良村議会会議規則第 128 条の規定に基づき、配布しました資料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。



日程第 6 閉会中の継続調査申し出の件

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 6、閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会、及び、川辺川ダム・治水対策特別委員会の各委員長から委員会において、所掌事務及び所管事務の調査について、会議規則第 74 条の規定により、配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。ただいま、議決されました案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第 45 条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。令和 8 年第 3 回相良村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。



閉会 午前 10 時 59 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員